

【西東京市】介護予防ケアマネジメントの介護職員等処遇改善加算について

令和8年6月の介護報酬改定に伴い、介護予防ケアマネジメントについても介護職員等処遇改善加算が新設された。当該加算の詳細については以下のとおり。

<概要について>

当市の介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算の単位数は、他の加算の取得の有無に関わらず1件当たり「**9単位**」。

加算単体でのサービスコードの設定は行っていないため、介護職員等処遇改善加算ありの請求を行う際は、他の加算・減算を確認し該当するサービスコードを選択すること。

<加算額について>

介護職員等処遇改善加算の実績報告書を作成・提出する際に加算の総額を記載することになるため、以下を参考にすること。

| 事業所 | 加算額 |
|---------------------|--------|
| 地域包括支援センターが委託せず行う場合 | 99円 ※1 |
| (委託先) 居宅介護支援事業所 | 89円 ※2 |
| (委託元) 地域包括支援センター | 10円 ※3 |

※1 9単位×11.05（地域単価）＝99円（小数点以下切り捨て）

※2 9割分を受領 → 99円×0.9＝89円（小数点第1位四捨五入）

※3 1割分を受領 → 99円－89円＝10円